



米沢市

熱中症予防啓発サポーターを募集しています

気候変動の影響で熱中症の危険性が高まる中、米沢市では、「米沢市熱中症予防啓発サポーター」の登録制度を新設しました。熱中症になりやすい方への見守りや声かけ等の協力をしてくださる企業や団体を募集しています。

登録対象となる団体や登録の流れは、裏面をご覧ください。

熱中症予防啓発サポーターとは

日常の活動の中で、熱中症になりやすい方への見守りや声かけ等の協力をする団体のこと。

主な取組項目

●熱中症予防の声掛けの実施

例：高齢者等の住宅訪問時に、水分補給やエアコン使用の声掛けを行う。

●熱中症予防啓発チラシ等の配布

例：店頭にて市提供のチラシを設置したり、イベント時にチラシを配布したりする。

●熱中症予防に関する啓発イベント等の実施

●熱中症予防のための広報活動

●その他、熱中症予防の推進を図る取組



日々の業務や活動にプラスαをして、熱中症の予防啓発に取り組んでいただける団体を募集しています。

熱中症予防啓発サポーターになるメリット

- ・高齢者などの熱中症になりやすい方への見守りや声かけ等の活動をする際に、「米沢市熱中症予防啓発サポーター」として活動することができます。
- ・米沢市から団体へ、熱中症対策に関する情報や啓発チラシ等を随時提供します。
- ・米沢市ホームページにおいて、各団体の取組を紹介します。（公表可の場合）

【問い合わせ・登録申込先】

米沢市市民環境部環境課 環境担当

電話 0238-22-5111（内線3302）

メール kankyo-t@city.yonezawa.lg.jp

熱中症予防啓発サポーター募集の
市ホームページはこちら



登録の対象となる団体

米沢市内において活動する法人またはその他団体（主たる事業所の所在地が市外に存する法人を含む。）

※以下の事項に該当する場合は、登録の対象外とします。

- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員、若しくは暴力団員と密接な関係を有すると判明したとき。
- ・その他、「米沢市熱中症予防啓発サポーター」として不適切と認められたとき

登録の流れ

1. 「登録申込書」を環境課に提出
窓口へ直接提出、郵送、メール提出のどの方法でも構いません。



2. 担当課による申込内容の確認・審査



3. 登録
登録通知書を交付いたします。
「公表可」の場合は、市ホームページに団体名を掲載させていただきます。

- ◆熱中症対策に関する情報や啓発チラシ等を随時提供します。
- ◆実績報告をしていただく必要はございませんが、活動時のお写真等を提供いただけましたら市ホームページで紹介させていただきますのでぜひご提供ください。
- ◆登録をとりやめる場合は、「廃止届」を環境課にご提出ください。
(廃止届の様式は市ホームページからダウンロード可能)

